

香川県広域水道企業団建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が請負契約により執行した工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 工 事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) センター 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）第4条第2項に規定するブロック統括センター及び広域送水管理センターをいう。
- (3) 工事監督員 香川県広域水道企業団工事請負契約約款（平成30年香川県広域水道企業団告示第4号）第9条の規定する工事監督員を指し、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (4) 契約担当者 香川県広域水道企業団建設工事執行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号）第6条第1項に規定する契約担当者をいう。
- (5) 工事執行者 検査の対象となる工事に職員を工事監督員として配置している本部の課又はセンターの長をいう。

(対象工事)

第3条 評定の対象とする工事は、当初の請負代金の額が500万円以上の工事とする。

- 2 出来形の確認を行うことで足りる工事その他契約担当者が認めた工事については、前項の規定にかかわらず評定を省略することができる。

(評定者)

第4条 評定は、当該請負契約に係る工事監督員及び香川県広域水道企業団建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）の規定により、当該工事の竣工検査を実施した工事検査員が、評価項目を分担して行うものとする。

- 2 総括監督員等を置かない工事においては、総括監督員等が行うべき評定は主任監督員等が、また、主任監督員等を置かない工事においては、主任監督員等が行うべき評定は総括監督員等が行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、工事成績評定表(別紙一1)によるものとし、評価項目ごとに別に定める考査基準「工事成績評定の考査項目別運用表」に基づいて行うものとする。

- 4 評価項目のうち、「創意工夫」及び「社会性等」の考査は、受注者から提出された当該工事における評価対象事項の実施状況を考慮して行うものとする。
- 5 前項の考査に際しては、工事執行者の本部の課又はセンター内で協議を行うものとし、評定者は、その結果を考慮して評定するものとする。

(評定の時期)

- 第6条 工事監督員は、工事が完成したときに評価を担当する項目の評定を行い、竣工検査受検前にその結果を工事検査員に提出するものとする。
- 2 工事検査員は、竣工検査を実施したときに評価を担当する項目の評定を行い、工事監督員の結果と合わせて全項目の評定結果を取りまとめるものとする。

(評定結果の報告)

- 第7条 工事検査員は、危機・技術管理室長を経由して契約担当者及び工事執行者に、評定結果を報告するものとする。
- 2 前項の契約担当者への報告は、検査要綱第12条の規定による検査結果の報告にあわせて行うものとする。

(所長に委任された検査の取扱)

- 第8条 検査要綱第13条の規定により、センターの長（以下「所長」という。）に委任された検査については、工事検査員は危機・技術管理室長の確認を経て、所長に評定結果を報告するものとする。ただし、危機・技術管理室長が認める場合には、確認を省略できるものとする。
- 2 前項の所長への報告は、検査要綱第12条の規定による検査結果の報告にあわせて行うものとする。

(評定結果の通知等)

- 第9条 契約担当者は、前2条の規定による報告を受けたときは、その評定結果を当該工事の受注者に、工事成績評定結果通知書(別紙ー2)及び評価項目別評定点表(別紙ー3)により通知するものとする。
- 2 前項で通知した内容について、成績評定結果一覧(工事)(別紙ー5)により企業団ホームページにて公表するものとする。ただし、公表が困難な場合は、工事執行者が(別紙ー2)及び(別紙ー3)を事務庁舎内等において閲覧に供するものとする。

(評定の修正)

- 第10条 契約担当者は、第7条及び第8条の規定により報告を受けた評定結果を修正する必要があると認められる場合には、当該工事の工事執行者が設置する工事成績評定審査委員会に諮り、評定結果を修正することができる。
- 2 工事執行者は、前項の規定により評定結果が修正されたときは、改めてその結果を当該工事の受注者に、工事成績評定結果変更通知書(別紙ー4)及び評価項目別評定点表(別紙ー3)により通知するものとする。

- 3 前項で通知した内容について、成績評価結果一覧（工事）（別紙―5）により企業団ホームページにて公表するものとする。ただし、公表が困難な場合は、工事執行者が（別紙―3）及び（別紙―4）を事務庁舎内等において閲覧に供するものとする。

（説明の請求等）

第11条 第9条又は前条の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日（休日および土曜日を含む。）以内に書面により、工事執行者を經由して契約担当者に評価の結果について説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項の規定により受注者から説明を求められたときは、当該工事の工事執行者が設置する工事成績評価審査委員会の審議を経て、工事執行者を經由して書面により回答するものとする。
- 3 第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを企業団ホームページにて公表するものとする。ただし、公表が困難な場合は、工事執行者が事務庁舎内等において閲覧に供するものとする。

（工事成績評価審査委員会の設置）

第12条 工事執行者は、所管する工事の成績評価について、第10条第1項の規定による修正に関する審議及び前条第2項の内容説明に関する審議その他必要な事項を審議するために、工事成績評価審査委員会を設置するものとする。

- 2 センターの工事成績評価審査委員会の構成員は、次に掲げる者を標準とする。

- (1) 所長を総括的に補佐する職員
- (2) 契約事務担当の職員
- (3) 当該工事担当の職員
- (4) 当該工事の竣工検査を行った工事検査員
- (5) その他工事執行者が必要と認めた者

- 3 本部該当課の工事成績評価審査委員会の構成員は、次に掲げる者を標準とする。

- (1) 課長を総括的に補佐する技術職員
- (2) 契約事務担当課長補佐
- (3) 当該工事を担当する課長補佐
- (4) 当該工事の竣工検査を行った工事検査員
- (5) その他工事執行者が必要と認めた者

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

工 事 成 績 評 定 表

年 月 日作成

施行年度		工事番号		建設工事の種類		所 属 名														
工 事 名						請負金額														
工 期	着工				受 注 者 名															
	完成				現場代理人															
竣工年月日					主任技術者															
検査年月日					監理技術者															
評価項目		主任監督員・監督員					総括監督員					工事検査員								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a1	a2	b1	b2	c	d	e	a1	a2	b1	b2	c	d	e
1.施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0														
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0														
2.施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0							
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0							
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3.出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	
4.工事特性	I 施工条件への対応						+20.0～0.0													
5.創意工夫	I 創意工夫	+7.0～0.0																		
6.社会性等	I 地域貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点								
評定点(65 ± 加減点合計)		① 点					② 点					③ 点								
7.評定点 計		点 (小数第1位を四捨五入し、整数止めとする。) ① 点×0.4 + ② 点×0.2 + ③ 点×0.4 = 点																		
8.法令遵守等							— 点													
9.評定点合計		点 7.評定点計－ 8.法令遵守等																		
※工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員、主任監督員の意見を聞き総括監督員が評価するものとする。 ※創意工夫、社会性等の評定は、工事全般を通して、優れた技術等を評価する項目であり、加点点評価のみとする。																				

年 月 日

(受注者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

(工事執行者)
課長、所長

工事成績評定結果通知書

貴社の施工した下記の工事について、香川県広域水道企業団建設工事成績評定要領に基づき、評定結果を通知します。

契約年度		工事番号		建設業法上の 工種	
工事名					
請負代金額					
工 期	自		至		
検査年月日					
評定点	点	項目別評定点	別添の評価項目別評定点表のとおりです。		

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から14日(休日および土曜日を含む。)以内に、疑問の趣旨を付した書面により、説明を求めることができます。
この通知書及び評定結果についての質疑は、閲覧公表することがありますのでご承知おきください。

(手続きなどの問合せ先及び説明の請求先)
住所、センター・課名、担当：係名 電話番号：内線まで を下記に記入すること。

評価項目別評定点表

契約年度		工事番号		建設業法上の 工種	
工事名					
請負代金額					
工 期	自		至		
検査年月日					

評価項目		評定点／満点
項 目	細 別	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.2 点
	II. 配置技術者	／ 4.0 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／12.9 点
	II. 工程管理	／ 8.0 点
	III. 安全対策	／ 8.6 点
	IV. 対外関係	／ 3.6 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9 点
	II. 品質	／17.3 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件への対応	／ 7.2 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／ 6.4 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 5.4 点
法令遵守等		(減点)
評定点合計		／100 点

年 月 日

(受注者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

(工事執行者)
課長、所長

工事成績評定結果変更通知書

貴社の施工した下記の工事について、香川県広域水道企業団建設工事成績評定要領に基づき、評定結果を修正しましたので通知します。

契約年度		工事番号		建設業法上の 工種	
工事名					
請負代金額					
工 期	自		至		
検査年月日					
評定点	点	項目別評定点	別添の評価項目別評定点表のとおりです。		

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から14日(休日および土曜日を含む。)以内に、疑問の趣旨を付した書面により、説明を求めることができます。
この通知書及び評定結果についての質疑は、閲覧公表することがありますのでご承知おきください。

(手続きなどの問合せ先及び説明の請求先)
住所、センター・課名、担当：係名 電話番号：内線まで を下記に記入すること。

参考（第 7 条第 1 項関係）

工事成績評定結果の報告書		決 裁	室長			
検査実施年月日	年 月 日					
香川県広域水道企業団建設工事成績評定要領第 7 条の規定により、工事成績の評定結果を報告します。 ・ 評定工事：別添の工事成績評定表のとおり。 年 月 日 工事検査員 (職氏名) 印 (危機・技術管理室長：経由) 工事執行者 殿						

- * 香川県広域水道企業団建設工事成績評定要領による工事成績評定表及び工事成績評定の考査項目別運用表の写しを添付すること。
- * 工事執行者が契約担当者と異なる場合のみ作成。同一の場合は不要。（第 7 条第 2 項の報告のみとする。）

別紙-5 (第9条第2項及び第10条第3項関係)

[illegible]